

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 3 月 27 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 介護保険法施行規則の一部改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができる者に、病床を有する診療所を開設している者を追加すること。
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、「訪問介護員等」の定義を改めること。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成 24 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法人である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護（第 14 条において「看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第 5 条第 2 項第 1 号及び第 6 条第 2 項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 14 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 10 に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 5 号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(指定地域密着型サービス事業者の指定) 第 3 条 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護（第 1 4 条において「看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針等) 第 5 条 (略) 2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。次号及び第 3 号において同じ。）が、定期的に利用者	(指定地域密着型サービス事業者の指定) 第 3 条 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人である者とする。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針等) 第 5 条 (略) 2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次号及び第 3 号において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

(2) (略)

(3)・(4)

(指定夜間対応型訪問介護の基本方針等)

第6条 (略)

2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（次項において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。））をいう。次項において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（次項において「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行う事務所をいう。次項において同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

3 (略)

(2) (略)

(3)・(4)

(指定夜間対応型訪問介護の基本方針等)

第6条 (略)

2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（次項において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次項において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（次項において「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行う事務所をいう。次項において同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第14条 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）をいう。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第14条 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）をいう。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。